

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和6年1月31日

秋田市長 穂積 志

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は次のとおりとする。

ア 委託番号および案件名

別紙「案件等一覧表」参照

イ 履行場所および履行期間

各設計図書参照

(2) 入札参加要件

別紙「公募要件一覧表」参照

### 2 入札に関する事項

(1) 日時 令和6年2月28日（水）（各案件の入札時刻については、別紙「案件等一覧表」参照）

(2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市本庁舎5階 会議室5-A

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

※令6教総施第6から11号は秋田市財務規則第109条により入札保証金が必要となるため、金額や納付方法などについては、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。

(4) 契約日 落札が決定した日から令和6年3月5日（火）まで

(5) 注意事項

ア 入札会場への入場者は、1社2名以内とする。

イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ参加すること。

ウ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

エ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。

オ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

カ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

キ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

ク 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 各入札参加希望者は、別紙「申込書類一覧表」に記載のある書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者と一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。

#### (3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和6年1月31日（水）から2月7日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日は除く）

イ 受付時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

ウ 受付場所 秋田市教育委員会総務課（秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階）

エ 提出方法 教育委員会総務課のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所へ持参すること。（郵送および電送によるものは受け付けない。）なお、2つ以上の業務に応募する場合、各1部で良いものとする。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和6年2月14日（水）以降に電子メールで送付する。

### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課施設担当（電話888-5805）